

第 13 回教育委員会

平成 30 年 6 月 5 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

協議題第 1 号 大阪市部活動指針について

「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」について

1 策定に至った経緯・趣旨

- 平成 24 年 12 月、大阪市立桜宮高等学校 2 年生の男子生徒が、顧問教諭による厳しい指導や暴力行為等が原因で、自ら命を絶つという事案が発生。
- 本来、部活動は、プレイヤーズファーストの精神に基づき行われるべきものであり、健全で充実した部活動に取り組むため、平成 25 年 9 月に「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」を策定。

2 部活動の意義、位置付けと国のガイドライン策定の趣旨

- 学校の部活動は、学校教育の一環として行われているものであり、生徒の多様な学びの場として教育的意義は大きい。
- 平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から見てきた部活動の現状を踏まえ、部活動に関する課題解決に向けて、生徒の健全な成長の促進や教員の業務負担の軽減をめざし、部活動運営の適正化と部活動の在り方に関して抜本的な改革に取り組むという観点から策定された。

3 本市の部活動指針改定の趣旨

- 国のガイドラインの策定の趣旨に基づき、生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることとともに、教員の長時間勤務の解消に向けて、部活動における適切な運営のための体制を整備し、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため大阪市部活動指針を改定する。

4 協議のポイント（国のガイドラインを受けての本市指針への反映内容）

- 開かれた学校・部活動の推進（部活動方針について、開かれた部活動について、指導・運営体制の構築）
- プレイヤーズファーストの部活動（顧問の役割、適切な休養日の設定、保護者の役割）

○6月19日（火）教育委員会会議にて議案として議論・公表

○7月11日（水）管理職及び担当教員に対して、部活動指針の運用についての説明会を開催

＜学校の取組＞

◆平成 30 年 7 月～8 月【準備期間】

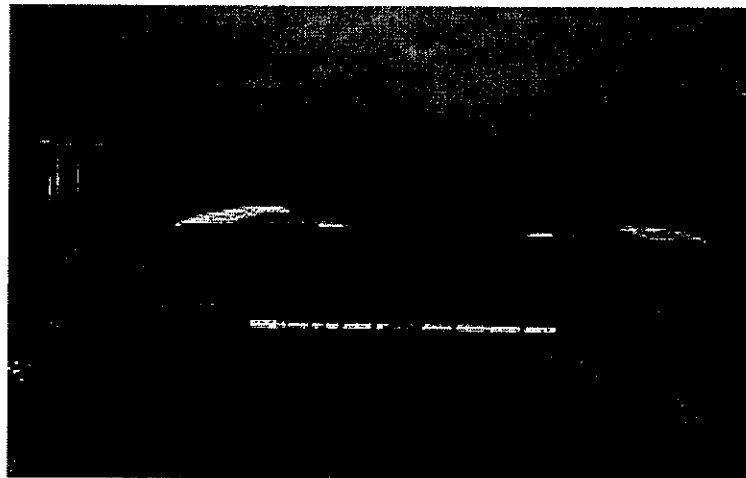
◆平成 30 年 9 月～平成 31 年 3 月【試行実施期間】

◇平成 31 年 4 月「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」完全実施

(案)

大阪市部活動指針

～プレイヤーズファースト～



平成 25 年 9 月
大阪市教育委員会
(平成 30 年 月改定)

～ は じ め に ～

子どもたちが、生涯にわたって健康で活力ある生活を送るために、部活動は重要なものであります。とりわけ自己の発育・発達にふさわしい部活動を行うことは、心身の健全な発達を促進するのみならず、生涯を通じてスポーツ活動や文化的活動を実践していく上で、とても大きな意義を有しています。

部活動は、学年や学級を離れた集団として、自主的・自発的な活動を展開し、生徒同士がお互いに協力し合ったり、自己の責任を果たしたりする等、社会生活を営む上で必要な協調性、責任感を培うとともに、個性の伸長、体力の向上を図る学校教育活動の一環として、その役割には、保護者や地域からも大きな期待が寄せられています。

しかしながら、平成 24 年 12 月 23 日、大阪市立桜宮高等学校 2 年生の男子生徒が自宅で自ら命を絶つという痛ましい事案が発生しました。

当該生徒は男子バスケットボール部に所属しており、顧問教諭による厳しい指導や暴力行為があったこと等が判明しました。

教育委員会としましては、生徒のかけがえのない命、取り戻すことのできない命を失う事態に至った、この事案を極めて厳しく受け止めております。

教職員による体罰・暴力行為等は、法律で禁止されているだけではなく、生徒の人権を侵害する、あってはならない行為であり、教職員としての指導力の未熟さを表しているといえます。

学校教育活動の一環である部活動において、このような体罰・暴力行為等は絶対に許されるものではありません。そして、部活動とは生徒にとって喜びと生きがいの場でなければなりません。そのため部活動指導は生徒の意志や成長を最優先に考え、生徒が自ら考え行動できる力を育てること、すなわちプレイヤーズファーストの精神に基づき行われるべきものです。

再度
適用範囲
の確認の
ため追記

そこで、本市における中学校・高等学校全ての部活動のあり方を示した「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」を平成 25 年 9 月に策定し、この指針に基づき、健全で充実した部活動が実現されるように学校・保護者と共に取り組んでまいりました。

そして、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が部活動の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したことを踏まえ、「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」の内容をあらためて示すことにしました。

今後も引き続き、学校・保護者と教育委員会が一丸となって、健全で充実した部活動が実現されるように取り組んでまいります。

平成 30 年 月
大阪市教育局

〈 目 次 〉

1	部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	部活動の位置づけ・・・・・・・・・・	2
3	開かれた学校・部活動の推進・・・・・・・・	3
4	プレイヤーズファーストの部活動・・・・・・・・	5

＜顧問（指導者）の役割＞

生徒が主人公の部活動

長期的な観点に立ち、科学的根拠に基づいた部活動

＜保護者の役割＞

保護者もプレイヤーズファースト

＜適切な休養日等の設定＞

5	教育委員会による部活動支援・・・・・・・・	8
---	-----------------------	---

部活動のあり方研究に取り組みます

外部指導者を派遣します

運動部活動指導者技術講習会等を充実させます

部活動における合同練習会等を充実させます

部活動の取り組みや成果を公開・発信します

6	部活動の安全な実施と事故の防止・・・・・・・・	10
7	体罰・暴力行為、ハラスメント、いじめの排除・・・・・・・・	12

（部活動指導者の皆さんへ ～プレイヤーズファーストに向けて～）

1 部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として位置づけられ、スポーツ・文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、顧問（指導者）の指導のもとに、自主的・自発的に活動を行うものであり、各学校において多様に展開されています。

また、部活動は、その活動を通じて豊かな教養と幅広い人間性を育み、他者を慈しむ心をもった人材の育成をめざして行われなければなりません。

すなわち、

① ヒューマンマインド（人間性・倫理性）の育成

部活動を通して、個人の自律性に基づく集団づくりに積極的に取り組む能力を育てる。

② ソーシャルマインド（社会性・公共性）の育成

部活動における奉仕活動や社会貢献活動等他者を思いやる行動を通して、社会性や公共性を高め、総合的な「人間力」を育てる。

これらの2つのマインドを育むことに重点をおき、在籍するいずれの生徒も、活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切です。

そして、部活動の指導においては生徒の能力等に応じた技能や記録、成果の向上をめざすとともに、互いが協力し合って友情を深める等好ましい人間関係を育み、人とのつながりや支え合いの形成ができるよう適切な指導を行うことが必要です。

単に勝敗にこだわったり、技術の向上や結果だけを追い求めたりするのではなく、顧問（指導者）は部活動を通して生徒の心身の成長にともない、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することも大切です。また、生徒のバランスのとれた成長のために、顧問（指導者）は、生徒が部活動のみに時間をかけるのではなく、部活動と学業との両立を図るよう指導することも重要です。学校全体で指導体制を構築し、生徒の多様なキャリアや志向等を念頭に、長期的な観点で生徒の成長を見守っていくことが必要です。

何よりも顧問（指導者）が常にプレイヤーズファーストの意識をもち、関わる大人たちが力を合わせて生徒の理想の環境を提供することが重要です。

2 部活動の位置づけ

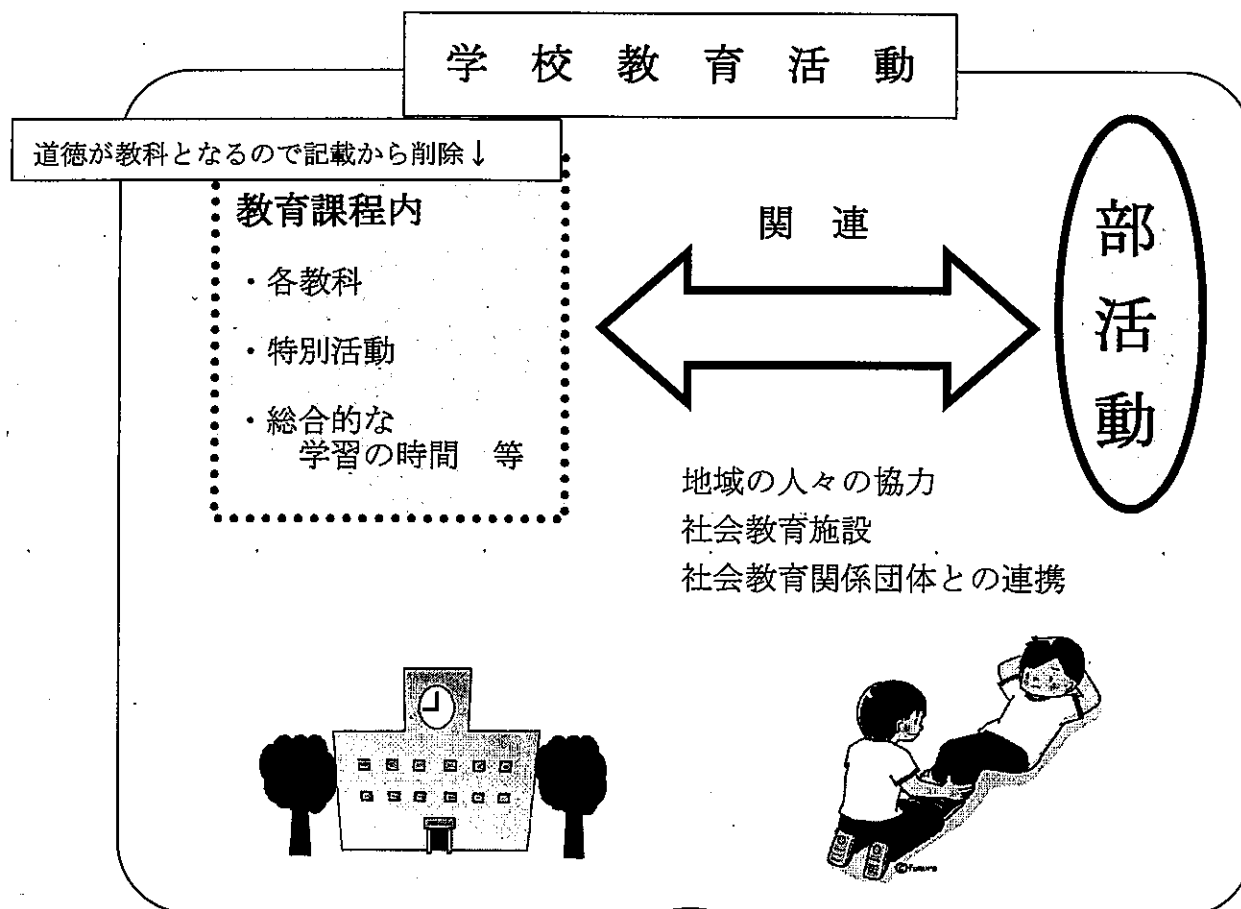
「中学校学習指導要領」（平成 29 年 3 月告示）「高等学校学習指導要領」（平成 30 年 3 月告示）の「総則」指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、接続可能な運営体制が整えられるものとする。」と示されております。

【新】指導要領

- ・年
- ・特別支援学校を削除
- ・下線部を更新

部活動の位置づけ

- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。
- 学校教育の一環として、教育課程と関連づけて取り組まれる。



3 開かれた学校・部活動の推進

校長による部活動方針の決定と開かれた部活動

学校の教育活動の一環として部活動を活性化するためには、校長がリーダーシップや裁量を十分に発揮することが重要です。生徒・保護者や顧問（指導者）が互いに安心して取り組めるようにするためには、部活動は顧問（指導者）と生徒の閉鎖空間にならないようにすることです。顧問まかせの部活動が体罰・暴力行為等につながります。チェック機能体制の充実を図り、環境改善や組織体制の整備をして、開かれた学校（部活動）づくりをすすめることが不可欠です。

スポーツ庁ガイドライン P2「1 適切な運営のための体制整備（1）運動部活動の方針の策定等」ウ・エより

部活動の方針について

- 「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づき、校長は毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定すること。
- 生徒・保護者が安心して部活動に取り組めるよう組織体制の整備を行うこと。
- 顧問や指導者は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

開かれた部活動について

- 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を、学校のホームページへの掲載により公表するとともに、「学校の部活動に係る活動方針」及び活動計画に基づいた指導が行われているか確認する等、日常的に部活動の状況を把握し、その運用を徹底する。
- 顧問会議等を定期的に実施することにより、教職員との意見交換及び情報の共有化に努めること。また、日常的にはチェック機能体制等の整備をすすめ透明性の高いシステムの構築に努め、積極的に部活動を公開すること。
- 学校協議会において、部活動の状況の報告を行うこと。
- 学校と保護者が部活動の意義や目標を共有し、その運営を日常的に点検する等開かれた部活動の推進に努めること。また、活動計画や練習内容・成果等を積極的に学校のホームページ等により公開・発信すること。

- 部活動の充実に向け、地域の人材発掘とともに社会教育施設、社会教育関係団体等との連携を図ること。
- ボランティア活動等、地域や社会に向けて積極的に社会貢献を実施すること。
- 生徒のスポーツ並びに文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、学校と地域が共に子どもを育てるといった視点に立った取組を進める。
- 部活動・スポーツ活動に関しての推薦等による生徒の進路（進学・就職）については、生徒・保護者の意向を十分に踏まえ、校内進路委員会で推薦内容を確認する等、公平・公正な進路指導に努めること。
- 部活動に関わる保護者負担の費用については、保護者に対して十分に説明し、過度の負担にならないよう配慮すること。

指導・運営に係る体制の構築

- 校長は生徒や教諭の人数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動の設置に取り組むこと。
なお、上記のことを踏まえたうえで学校の実情に応じて、レクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置にも取り組むこと。
- 校長は部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教諭の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

【新規項目追加】スポーツ庁 ガイドライン

P3「1 適切な運営のための体制整備（2）指導・運営に係る体制の構築」

P6「4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」

顧問まかせの部活動は体罰・暴力行為につながる。

→閉鎖空間を作らない。チェック機能体制を構築する。

→校長のマネジメントにより部活動を改革する。

→「学校の部活動に係る活動方針」に基づいているかチェック

4 プレイヤーファーストの部活動

すべての生徒にとって、

達成感が得られ、喜びと生きがいのある部活動

部活動は仲間とともに取り組む場であり、各自のよさを認め合う場です。そして生涯を通じてスポーツ活動や文化的活動を実践していくものです。しかし、部活動において、顧問（指導者）の中には勝利至上主義の考えから結果だけを追い求め、間違った指導を行うこともあります。顧問（指導者）は、長期的な観点に立ち、生徒の意志や成長を最優先に考え、生徒が自ら考え行動できる力を育成する指導を行わなければなりません。すべての生徒に達成感を与え、喜びと生きがいをもたらす理想の環境づくりに努めます。

【 顧問（指導者）の役割 】

生徒が主人公の部活動 → 勝利至上主義より生徒第一主義

- 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒の個性を理解し、その生徒が主体的な判断のもと、自主的・自発的に活動できるよう指導することが重要である。生徒の参加が強制にあたることのないようにするとともに、生徒の人格を尊重し、能力や適性、興味・関心に対応した柔軟な部活動の運営に努める。
- 生徒が部活動にのみ時間を使うのではなく、学業や地域活動への参加などとの両立を図る等、総合的な「人間力」の育成と「自己実現」の支援に努める。
- 部活動の運営方針や活動内容について保護者の理解を得るように努める。

長期的な観点に立ち、科学的根拠に基づいた部活動

→ 今日の結果より未来の成長

- 生徒の多様なキャリアや志向等を念頭に、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成することに重点をおくこと。
- 短期的な結果を追うのではなく、生徒の長期的なスポーツ活動や文化活動を見据えた部活動指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、正しい知識を得た上で科学的根拠に基づいた合理的な練習方法を適用した指導により生徒の可能性を引き出すとともに、健康・安全・スポーツ障がい等に留意した活動を行うこと。

↑スポーツ庁 P4 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための

取組（1）適切な指導の実施 イ より

【勝利至上主義より生徒第一主義】

- プレイヤーズファーストの部活動を構築する。
- 生徒とのコミュニケーションを十分に図る。
- 生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする
- 科学的・合理的な部活動指導を行う。
- 練習量でなく、質に重点をおいた部活動指導を行う。
- 休養日を確保し、過重な活動にならないようにする。

【保護者の役割】

保護者もプレイヤーズファースト

- 生徒自らの活動である部活動の本質をふまえ、保護者もプレイヤーズファーストの部活動を理解し、生徒の自主的・自発的な活動を見守ることが大切です。支援していく体制づくりの一環を顧問（指導者）とともに築くことが求められています。
- 保護者は「部活動の運営に係る活動方針」や活動内容について十分に理解したうえで、競技会・発表会等では活動を通して顧問（指導者）とともに生徒一人一人の成長を積極的に支援することが大切です。
- 保護者は生徒の毎日の生活に関心をもち、規則正しい生活習慣や学習習慣を身につけさせることが大切です。また、栄養のバランスに留意した食事が取れるようにすることも重要です。

【保護者は生徒にとって一番のサポーターであり、

学校にとっても一番のサポーターです】

- 生徒の自主的、自発的な活動を見守る。
- 基本的な生活習慣を身につけさせる。
- 部活動の運動方針や活動内容について理解する。

【適切な休養日等の設定】

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動時間、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることが大切であることから次に示す休養日や活動時間の設定を基準として部活動の運用を図ること。

- (1) 学期中は、週当たり2日以上の休養日^アを設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会や発表会への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。また、休養日として設定していた日に、やむを得ずに活動する場合は、校長の承認を得た上で、生徒及び保護者からの理解を得て実施する。その場合には、別の日に代わりの休養日を設ける。)
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間には準備、片付けや移動の時間は含まないが、安全に留意し短時間で行えるように工夫する。
- (4) 高等学校についても上記の基準を原則として適用する。その際、高等学校段階では各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点とともにスポーツ庁がガイドラインで示した下記※の内容に留意し、学校の実情や生徒の発育・発達段階に応じて運用にあたること。
※「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日、公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい。」ことが示されている。

5 教育委員会による部活動支援

コーチングマインドを重視した部活動を支援します。
科学的根拠に基づいた部活動指導を支援します。

顧問（指導者）は、部活動が学校教育の一環として行われるものであるということ認識したうえで、部活動指導においては生涯にわたりスポーツや文化的活動を通じて豊かな教養と幅広い人間性、他者を慈しむ心の育成をめざすという長期的な観点が必要です。

また、これからの顧問（指導者）には、生徒の個性を尊重し、生徒が主体的に判断し行動できるような指導や、発達段階に応じた質の高い指導力が求められます。

そのため、コーチングマインド（生徒の自主性を尊重する。生徒理解を深める。コミュニケーションに重点をおく）に基づいた指導方法や科学的に検証された最新の指導方法の研修や講習会を充実させ、顧問（指導者）の指導力向上を図ります。

部活動のあり方研究に取り組みます【新：新事業として追加】

部活動の喫緊の課題として、部活動指導の専門性を有した教員の不足、顧問の過剰負担・長時間労働があります。その課題の対策について検討するために『部活動のあり方研究』としてモデル事業に取り組みます。

部活動指導の充実と教員の長時間勤務の解消を図り、その効果等を検証し、今後の部活動のあり方について検討を進めます。

・「民間団体活用方式」…平成27年度より実施

・「部活動指導員方式」…平成30年度より実施

「部活動指導員方式」の人材バンク登録者の募集については大阪市 HP 参照

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000424148.html>

外部の技術指導者を招聘します。【新：招聘制度に限る説明に】

- ◎顧問（指導者）による技術指導が困難な場合や、顧問教員の業務の過度な負担を招く場合等には、学校の実情に応じて技術指導者を招聘します。

「部活動技術指導者招聘事業」

運動部活動指導者技術講習会等を充実させます。

- ◎コーチングマインドに基づき、生徒が可能性を自ら引き出すことができるように指導する方法を講習します。
- ◎部活動の顧問（指導者）が、指導技術及び生徒の心身の発育に沿った指導のあり方や安全面に対する配慮など、科学的根拠に基づいた指導方法を講習します。
- ◎競技力向上のためだけでなく、試合前の食事、試合中や練習中の水分の摂り方等、栄養に関する学習や体力向上を目的とした講習を充実します。

部活動における合同練習会等を充実させます。

- ◎自校の顧問（指導者）以外の専門指導者のもとで日ごろ学ぶことのできない技能や練習方法を学習させ、参加生徒の競技力や技術の向上を図ります。
- ◎各校の顧問（指導者）が、効果的な指導法や新しい技術について研修します。
- ◎参加学校間や顧問（指導者）同士の交流を深める機会とします。

部活動の取り組みや成果を公開・発信します。

- ◎他の部活動の模範となる顕著な取り組みや成果を広く公開・発信します。
- ◎顕著な成績、功労のあった個人や団体の表彰（市長表彰・教育長表彰等）を行います。

※「S-イノベーションプロジェクト」現在は行っていないので削除しました

6 部活動の安全な実施と事故の防止

部活動を安全に行うためには、個人や個々の部だけで対応するのではなく、学校組織として安全な教育環境実現のために努力を重ねることが必要です。

安全教育の実施

○校長は年度当初に通知している「体育・スポーツ活動における事故防止について」を周知徹底し、部活動における事故の防止に努めること。

とりわけ、熱中症等の予防に細心の注意を払うこと。

○AEDの使用方法や心肺蘇生法等の安全教育に関する校内研修を年間指導計画の中に位置づけ、計画的に実施すること。

○生徒に対する安全教育は防災教育や応急処置・心身の健康管理・事故防止等の指導を通して、日常的・継続的に実施すること。

「心身の健康管理」「事故防止」を追加

連絡体制の整備

○部活動において事故が発生した場合、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、校長は連絡通報体制の確立と事故の発生に対しどのような対応が必要であるのか、平素から全教職員に対して周知徹底を図ること。

安全管理（対人管理・対物管理）

○顧問（指導者）は、生徒の健康状態を的確に把握するとともに、保護者や生徒からの健康相談等により身体の状態や健康状態の理解に努めること。また、生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じた指導を行うこと。

○活動に当たっては、顧問（指導者）と生徒がともに施設・設備の安全確認を行い、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項の指導を徹底すること。特に施設・設備・備品・用具等について、定期的に安全点検を実施すること。

○発生した事故については、事故の原因等の分析を行い、安全教育・安全管理のあり方について再検討するとともに、活動内容・方法の改善を図り、事故の再発防止に努めること。

※「活動計画の作成」について※

【3. 開かれた学校・部活動の推進】
に記載、重複のため記載削除

7 体罰・暴力行為、ハラスメント、いじめの排除

大阪市の部活動は、体罰・暴力行為あるいは人格を否定するような暴言等によるハラスメントやいじめを認めず、これを排除します。

体罰・暴力行為、暴言等によるハラスメントは、生徒の人権を侵害する行為であるということ言うまでもなく、それを行った個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を著しく損ない、あらゆる教育活動が効果的に行えない状況になる等、学校教育の推進を阻害する極めて重大な問題です。そして、顧問（指導者）の指導力不足を露呈しているものとも言えます。

しかしながら、部活動指導の中で、顧問（指導者）によるこれらに関する事案が依然と報告されている現状があります。このような行為は、決して許されるものでなく、人間の尊厳を否定するものであるということを、改めて、顧問（指導者）・保護者を含め生徒に関わる全ての人たちが強く認識する必要があります。また、非合理的なトレーニングや不適切なコミュニケーションにより、生徒の自主的・自発的なやる気を摘み取り、成長を阻害しているといった指導も依然となされているケースもあると考えられます。

部活動において、人と人とのつながりの中で助け合う心や、他者を思いやる心を育み、協力して目標に向かって進む態度を養うなど、生徒同士の正しい人間関係を育むことが本来の姿です。生徒間の過度の上下関係や暴力行為等によるいじめは、絶対にあってはならないものであり、望ましい人間関係を構築するように指導することが重要です。

大阪市教育委員会は、体罰・暴力行為あるいは人格を否定するような暴言等によるハラスメントやいじめを認めず、これを許さない学校づくり・部活動に取り組めます。

「体罰・暴力行為・部活動に関する相談窓口」

メールアドレス：iken-jyohou@city.osaka.lg.jp

FAX：06-6202-7055



「いじめ・体罰・暴力に関して」

《弁護士による外部通報窓口》

メールアドレス：gaibutsuuhou@yodo-law.com

FAX：06-6223-5170



【新：追加記載】

『大阪市部活動指針 ～プレイヤーズファースト～』
平成30年 月

(以下より抜粋)

スポーツ庁

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

平成30年3月より